

外国人住民の方へ

7月9日からの変更点 などをお知らせします

外国人の方に関する制度が7月9日から変わります。

主な変更点は次の通りです。

なお、対象となるのは、3か月を超える許可を受けて適法に在留している外国人の方です。

●住民票が交付されます

日本人と同様、外国人にも世帯ごとに住民票が作成されます。また、外国人と日本人で構成される世帯についても、1通の住民票の写しに世帯全員を記載できるようにになります。

●転出届が必要になります

現在の外国人登録制度では、引

越しの際、転入先の市区町村で居住地変更登録の申請をしていましたが、7月9日以降は①お住まいの市区町村に転出届を出して「転出証明書」の交付を受ける②「転出証明書」を添えて転入先の市区町村へ転入届を出す、というように日本人と同様の手続きが必要です。

●交付されるカードが替わります

現在お持ちの外国人登録証明書は法施行後も一定期間有効(下表)ですが、順次「在留カード」または「特別永住者証明書」に切り替わります。

●さらに詳しく知りたい方は「在留カード」や「特別永住者証明書」に関することは法務省へ、「住民票」に関することは総務省にお問い合わせください(いずれも平日の午前8時30分～午後5時15分)。またはホームページをご覧ください。

●法務省へ外国人登録総合インフォメーションセンター ☎0570(013)904 (IP電話・PHSからは ☎03(5796)7112) <http://www.immi-moj.go.jp/newimmact/index.html> ●総務省へ外国人住基コールセンター ☎0570(066)630 (IP電話・PHSからは ☎03(6301)1337) http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyousei/zairyuhtml

●国市民課・内線1360

ごみ減量にご協力を ごみ減量情報紙「西砂からの風」 を発行しています

市は、立川市のごみの現状や市民や事業者の皆さんが実践している減量施策などの紹介の場として、情報紙「西砂からの風」を隔月で発行しています。今回発行した4・5月号では、「ペララダ」でできるたい肥作り「ごみ減量リサイクル推進委員会」の活動」などを掲載しました。

「西砂からの風」は市公共施設(※)、ごみ減量地域説明・意見交換会、イベント会場で配布しているほか、市ホームページでもご覧いただけます。

※各市立図書館・学習館・学習等併用施設・連絡所・福祉会館、市役所、清掃工場、健康会

「リサイクルショップにすな」は施設点検のため、6月23日(土)の営業時間が午後1時～4時となります

子ども会、老人会など、営利を目的としない市内の団体

●補助額 ▼古布・紙類・スチール缶(1キログラムあたり) 9円 ▼空きびん(1本あたり) 9円 ▼アルミ缶(1キログラムあたり) 50円

●補助を受けるには 事前に団体登録が必要です。ご希望の団体はお問い合わせください。

●ごみ対策課ごみ対策係 ☎(531)5518

●資源物の集団回収補助金を交付しています

●家庭から出される新聞・段ボール・雑誌・雑がみ、古布・紙パック、缶・びんなどの資源物は、市が行う回収のほかに、自治会・子ども会などの団体による集団回収も行われています。

市は、このような活動をしていく団体に、回収量に応じて補助金を交付しています。

●対象となる団体 自治会、

外国人登録証明書が「在留カード」・「特別永住者証明書」にみなされる期間		
在留資格など	有効期限とみなされる期間	
特別永住者	施行日(平成24年7月9日)に16歳未満の方	16歳の誕生日まで
	次回確認(切替)申請期間が平成27年7月8日まで(施行日から3年内)に来る方	平成27年7月8日まで
	次回確認(切替)申請期間が平成27年7月9日以降に来る方	次回確認(切替)申請期間の始まりの日として外国人登録証明書に記載されている誕生日まで
永住者	施行日に16歳以上の方	平成27年7月8日まで
	施行日に16歳未満の方	平成27年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで
上記以外の外国人	施行日に16歳以上の方	在留期間の満了日
	施行日に16歳未満の方	在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日まで

※在留資格が特定活動で、特定研究活動等により「5年」または「4年」の在留期間を付与されている方は市市民課へお問い合わせください。

資源物の持ち去り行為防止にご協力ください

市民の皆さんが分別し、集積所に出した新聞などの紙類や空き缶などの資源物を、市の指定業者以外の者が無断で持ち去る行為が見られます。

平成23年度、市民の皆さんから市に寄せられた目撃情報等は164件ありました。市では定期的なパトロールなどで資源物の持

ち去り行為の防止に努めています。持ち去り行為者を見かけたら、ごみ対策課までご連絡をお願いします。

●集積所へのごみ出しは適正な時間に

5月27日から28日にかけて、市内のごみ集積所に出されているごみに夜間、放火されるといふ事件がありました。ごみは収集曜日に合わせ、適正な時間にごみ集積所へお出しください。

また、朝8時以降のごみ出しは、取り残しの原因となります。ご協力をお願いします。

●ごみ対策課収集係 ☎(531)5517

●梅雨・夏場の「水切り」にも生ごみの「水切り」を

これからの時期は、水分を多く含む生ごみは、水分を多く含む生ごみの「水切り」を

●ごみ対策課ごみ対策係 ☎(531)5518

無料で 木造住宅の 簡易耐震診断

市は、木造住宅簡易耐震診断を無料で実施しています。診断は一級建築士が行い、建物耐震化に関する質問も受け付けます。

●対象住宅 市内の昭和56年以前に建築された木造の民間戸

●申込方法 住宅課(市役所2階)で配布する申込書(市ホームページからダウンロードも可)に対象住宅の建築時期が分かる書類(建築確認通知書等)を添えて住宅課に直接お申し込みください。

●住宅課・内線2562

失業など住まらざる困りの方へ 住宅手当(家賃補助)をご利用ください

市と立川市社会福祉協議会は、離職者への支援の一環として、住宅手当(家賃補助)を支給しています。対象となる方には最長9か月間、住宅手当を支給します。

●対象 次のすべてに該当する方 ▼収入・資産などについて一定の支給条件を満たす ▼平成

●立川市社会福祉協議会 ☎(529)8300

中小企業勤労者福祉 厚生資金あつせん制度

市は、中小企業で働く方へ教育・医療・冠婚葬祭・住居の改善など、福利厚生に必要な資金の融資あつせんを行っています。

●対象 次のすべてに該当する方 ▼市内在住かつ在勤で、中小企業に1年以上勤務している ▼20歳以上60歳以下で市区町村税

●融資限度額 50万円(立川市勤労者福祉サービスセンター会員は70万円)

●利率 年利1・63%

●返済期間 31万円以上は5年以内、21万円～30万円は3年以内、21万円未満は2年以内

●市役所 産業振興課商工振興係・内線2644

市長の資産等 報告書などを 公開しています

市では「立川市政治倫理確立のための市長の資産等公開条例」に基づき、過去5年分の市長の資産(土地、建物、預貯金、

●秘書課・内線2757